

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 【評定】 中期目標の達成状況が<u>不十分である</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 <u>「中期目標の達成状況がおおむね良好である」</u></p> <p>【理由】 当目標の評定理由では、「中期計画の記載33事項中32事項が「中期計画を上回って実施している(Ⅳ)」又は「中期計画を十分に実施している(Ⅲ)」と認められる」と、記載されており、その割合は96.97%である。 一方、「中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」の「3 中期目標期間の評価の実施方法」中、「(3) 項目別評価」の②の「ウ. 国立大学法人評価委員会による評定」では「Ⅳ又はⅢの割合が9割以上」の場合、「中期目標の達成状況がおおむね良好である」と評定することが明記されており、本学はこの基準を大きく超えている。 ついては、今回の「評定」について修正願いたい。 なお、本学では外国人教員の増加方策として、平成20年度に特任教員としての採用制度の導入や予算支援を行うなどの改善</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績に係る実施要領」の「ウ. 国立大学法人評価委員会による評定」においては、「別添1の共通の観点に係る取組状況等も勘案し、4つの項目毎に、中期目標の達成状況に基づき以下の5段階で評価」し、また、5段階評価についての判断基準は、「あくまでも目安であり、評定は、法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断する」こととしている。 このことから、大学院博士課程において、平成19年度の学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったこと、外国人教員の採用の増加のための具体的な施策が十分には行われておらず、平成15年度から平成19年度にかけて外国人教員が減少していること等を総合的に勘案して評価したものであるため。</p>

策に取り組み、その結果、平成21年度には6名の外国人教員の採用が決定し、平成15年度当初の外国人教員数を上回る事となる。

また、大学院博士課程において平成19年度の学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったことについては、医学系研究科博士課程で定員の充足に向けた取り組みを積極的に行った結果、平成20年度は、93%、平成21年度は、98%（見込み）と改善されている。